６　避難所運営委員会運営規約（例）　避

（目的）

第１　自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、 避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第２　委員会の構成員は、次のとおりとする。

一　避難所利用者の代表者（以下「避難者地区代表者」という。）

　二　避難所で具体的な業務を運営する班の代表者

三　行政担当者

四　施設管理者

五 その他委員会が必要と認める者

２ 前項の規定にかかわらず、避難者地区代表者の数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

３　委員会の構成員は、男女双方から成るものとする。また、多様な意見を聴取できるよう、配慮されるものとする。

３ 委員会で承認されたときは、自治会、町内会などの役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べることができる。

（廃止）

第３　委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時を目処とする避難所閉鎖の ○ 日後に、廃止する。

（任務）

第４　委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

２ 委員会は、毎日、午前 時と午後 時に定例会議を行うこととする。

３ 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、被災者管理班、保健衛生班、物資班、相談班、ボランティア班、防犯・防火班及び必要となる班を設置する。

４ 各運営班の班長は、第２条１項に基づき、委員会に出席する。

（役員）

第５　委員会に、委員の互選による代表１名、副代表 名を置く。

２ 代表は委員会の業務を総括し、副代表は会長を補佐する。

（総務班の業務）

第６　総務班は、委員会の事務局を務める。

２　総務班は、○○○を行う。

～以下各班の業務について規定する。　あるいは別表に定める～

（その他）

第○　この規約に定めのないことは、委員会で協議して決めるものとする。

（附　則）

この規約は、　　年　　月　　日から施行する。